

「緊急小口資金特例貸付」の郵送での申込手順書

手順① お申込みができる方の確認

住民票記載の住所が豊橋市の方。

※20歳未満の方は法定代理人（親権者）の同意が必要ですので、豊橋市社会福祉協議会へご連絡ください。

手順② 必要書類の準備

◆必要書類一覧

- 住民票（同一住所居住者全員分／続柄記載／原本／発行3ヵ月以内）
※本籍地・マイナンバー不要
 - 通帳、またはキャッシュカード（コピー） ※金融機関名、支店名、口座名義、
口座番号が分かるようにコピー
 - 本人確認書類（住民票記載住所と一致するもの） ※いずれか1つ、外国籍の方は在留カード必須
 - ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
 - イ. 健康保険証（お名前、生年月日、住所の記載のある箇所は全てコピー）
 - ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
 - エ. パスポート（顔写真ページ、所持人欄（現住所記載）ページのコピー）
- 【外国籍の方は必須】
在留カード（特別永住者証明書） ※住所変更している場合は両面コピー

手順③ 申込書の記入・押印

◆ご記入・押印いただく書類

- 借入申込書（緊急小口資金特例貸付借入申込書）
- 借用書（緊急小口資金特例貸付借用書）
- 重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書）
- 申立書（収入の減少状況に関する申立書）

《ご記入いただく際の注意事項》

- ・記入例を参考に記入、押印してください。
- ・黒ボールペンで記入してください。
- ・必ず申込人が自筆で署名、記入ください。
- ・訂正は二重線（〇〇）を引き余白に記入し、訂正印を押してください。

手順④ 送付前の確認・郵送

「確認チェックリスト」で必ず確認いただき、返信用封筒で郵送してください。

郵送後 ①「豊橋市社会福祉協議会」で申込書類の点検・「愛知県社会福祉協議会」へ取次
申込書類に記入漏れや書類不備が無ければ、愛知県社会福祉協議会へ取次ぎます。

②「愛知県社会福祉協議会」で申込書類の点検・貸付金の資金交付

- ・愛知県社会福祉協議会で申込書類の点検後、受理されれば審査により貸付の可否が判断され、審査結果が郵送で通知されます（豊橋市社会福祉協議会の封筒で届きます）。 ※貸付不承認の場合でも理由は開示されません。
- ・愛知県社会福祉協議会の申込受理日から1週間後程度に、貸付金が申請者指定口座に振り込まれます。ただし、お申し込みが集中した場合、送金が遅れることがあります。

書類の送付先・問い合わせ先

社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会

〒440-0055 豊橋市前畑町115 あいとピア内

TEL: 52-1111

受付時間: 平日9:00~17:00 (土日祝日は休業)